

喀痰吸引等の制度について

※この資料は、関係者の準備に資するため、現在検討中の事項を含め、現段階で考えられる事項を整理したものを含んでおり、今後、変更がありうる。

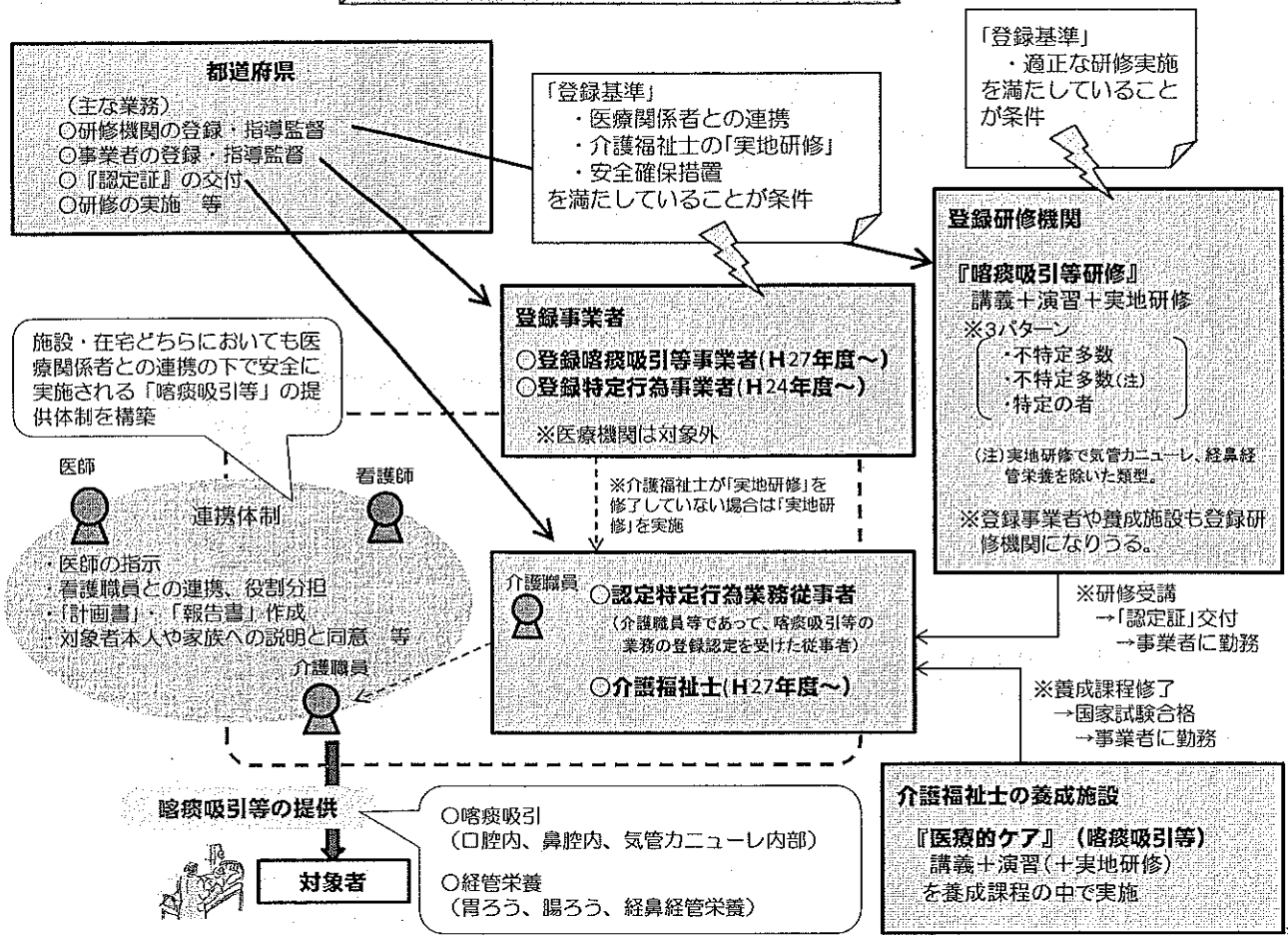
1

喀痰吸引等の制度について① 全体像

- ・ 喀痰吸引等の制度（全体像）
- ・ H23年度 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要

2

喀痰吸引等の制度（全体像）



H23年度介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

- 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。
- ※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の養成、登録、家庭裁判所への推薦など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

5 保険者による主体的な取組の推進

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について（「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正）

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。

☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

☆具体的な行為については省令で定める

- ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録（全ての要件に適合している場合は登録）

○登録の要件

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める

○介護福祉士以外の介護職員等

☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録（全ての要件に適合している場合は登録）

○登録の要件

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・ 障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
- ・ 在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行

（介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。）

○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

（参考）今般の社会福祉士及び介護福祉士法等の改正（喀痰吸引等関係）について

○社会福祉士及び介護福祉士法

本則	第1条	目的	
	第2条	定義（社会福祉士）	
	第2条の2	定義（介護福祉士）	「介護」の中に「喀痰吸引等」を定義
	第3条	欠格事由	
	第4条～第38条	社会福祉士（資格、試験、登録等）	
	第39条～第44条	介護福祉士（資格、試験、登録等）	
	第44条の2～第48条	社会福祉士及び介護福祉士の義務等	
	第48条の2	保健師助産師看護師法との関係	診療の補助として喀痰吸引等を業とすることができる旨を規定
	第48条の3～10	喀痰吸引等業務の登録等	喀痰吸引等業務事業者の登録等に関する条文を規定
	第48条の11	権限の委任	
附則	第49条	経過措置	
	第50条～第56条	罰則	
	第1条	施行期日	
	第2条	介護福祉士試験の受験資格の特例	
	第3条～第5条	認定特定行為業務従事者に係る特例等	認定特定行為業務従事者認定証の交付等に関する条文を規定
	第6条～第19条	登録の申請等	登録研修機関の登録等に関する条文を規定
	第20条	特定行為業務の登録	登録特定行為事業者の登録等に関する条文を規定
	第21条～第28条	罰則	

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

本則	第1条～第4条	介護保険法の一部改正等	
	第5条	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正	※上記改正
	第6条	社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正	
	第7条	（略）	
附則	第1条	施行期日	
	第2条	検討	
	第3条～第11条	介護保険法の一部改正に伴う経過措置等	
	第12条	社会福祉士法及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置	平成27年度までの介護福祉士の取扱いについて規定
	第13条	〃	特定登録者の取扱い等について規定
	第14条	〃	経過措置対象者について規定
	第15条	〃	施行日前における登録研修機関の登録や認定特定行為業務従事者の認定について規定
	第16条	〃	経過措置対象者に関する罰則規定（準用）
	第17条～第53条	健康保険法の一部改正等	

喀痰吸引等の制度について②

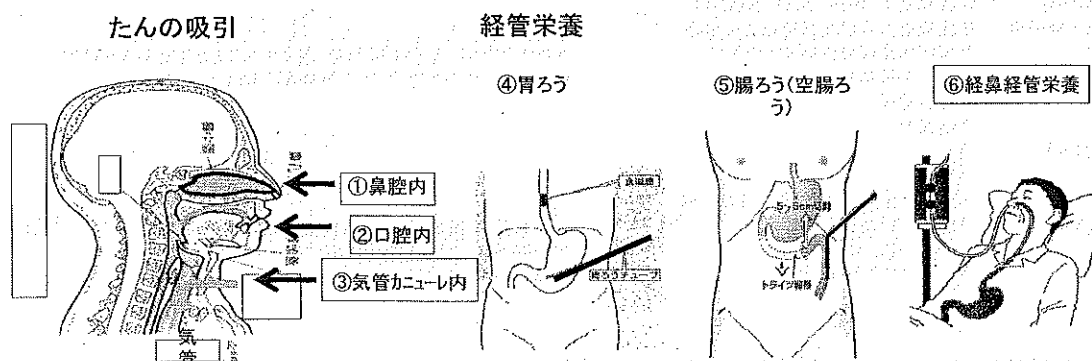
これまでの経緯

- ・介護職員等によるたんの吸引等の現在の取扱い（実質的違法性阻却）
- ・規制改革・総理指示等
- ・「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」

7

介護職員等によるたんの吸引等の現在の取扱い（実質的違法性阻却）

○ たんの吸引・経管栄養は、医行為に該当し、医師法等により、医師、看護職員のみが実施可能



○ 例外として、一定の条件下(本人の文書による同意、適切な医学的管理等)でヘルパー等による実施を容認（実質的違法性阻却論）

- ◆在宅の患者・障害者…①②③
- ◆特別支援学校の児童生徒…①②+④⑤⑥
- ◆特別養護老人ホームの利用者…②+④

※ ①～⑥のそれぞれの行為の中に、部分的にヘルパー等が行えない行為がある。
(例：特養での胃ろうにおけるチューブ等の接続と注入開始は×)

			在宅(療養患者・障害者)	特別支援学校(児童生徒)	特別養護老人ホーム(高齢者)
対象範囲	たんの吸引	口腔内	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)
		鼻腔	○	○	—
		気管カニューレ内部	○	—	—
	経管栄養	胃ろう	—	○ (胃ろうの状態確認は看護師)	○ (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護職)
		腸ろう	—	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	—
		経鼻	—	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	—
要件等	①本人との同意		・患者が、方法を習得した家族以外の者に依頼し、当該者が行うことについて文書による同意(ヘルパー個人が同意) ・ホームヘルパー業務と位置づけられていない	・保護者が、学校に依頼し、学校の組織的対応を理解の上、教員が行うことについて書面による同意 ・主治医が、学校の組織的対応を理解の上、書面による同意	入所者(入所者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、施設に依頼し、施設の組織的対応を施設長から説明を受け、それを理解の上、介護職員が行うことについて書面による同意
	②医療関係者による的確な医学的管理		・かかりつけ医、訪問看護職員による定期的な診療、訪問看護	・主治医から看護師に対する書面による指示 ・看護師の具体的指示の下で実施 ・在校時は看護師が校内に常駐 ・保護者、主治医、看護師、教員の参加下で、個別具体的な計画の整備	・配置医から看護職員に対する書面による指示 ・看護職員の指示の下で実施 ・配置医、看護職員、介護職員の参加の下、個別具体的な計画の整備
	③医行為の水準の確保		・かかりつけ医、訪問看護職員による家族以外の者への技術指導 ・かかりつけ医、訪問看護職員との間において同行訪問や連絡・相談・報告などにより手技を確認	・看護師及び教員が研修を受講 ・主治医による担当教員、実施範囲の特定 ・マニュアルの整備	・看護師及び介護職員が研修を受講 ・配置医による担当介護職員・実施範囲の特定 ・マニュアルの整備
	④施設・地域の体制整備		・緊急時の家族、かかりつけ医、訪問看護職員、家族以外の者等の間の連絡・支援体制の確保	・学校長の統括の下、関係者からなる校内委員会の設置 ・指示書、実施記録の作成・保管 ・緊急時対応の手順、訓練の実施 等	・施設長の統括の下、関係者からなる施設内委員会の設置 ・指示書、実施記録の作成・保管 ・緊急時対応の手順、訓練の実施 等

規制改革・総理指示等

チーム医療の推進について

(平成22年3月19日チーム医療の推進に関する検討会報告書)

3 看護師以外の医療スタッフ等の役割の拡大

(9) 介護職員

- 地域における医療・介護等の連携に基づくケアの提供(地域包括ケア)を実現し、看護師の負担軽減を図るとともに、患者・家族のサービス向上を推進する観点から、介護職員と看護職員の役割分担と連携をより一層進めていく必要がある。
- こうした観点から、介護職員による一定の医行為(たんの吸引や経管栄養等)の具体的な実施方策について、別途早急に検討すべきである。

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

(不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化)

高齢者が元気に活動している姿は、健全な社会の象徴であり、経済成長の礎である。しかし、既存の制度や供給体制は、近年の急速な高齢化や医療技術の進歩、それに伴う多様で質の高いサービスへの需要の高まり等の環境変化に十分に対応できていない。高齢者が将来の不安を払拭し、不安のための貯蓄から、生涯を楽しむための支出を行えるように医療・介護サービスの基盤を強化する。

具体的には、医師養成数の増加、勤務環境や処遇の改善による勤務医や医療・介護従事者の確保とともに、医療・介護従事者間の役割分担を見直す。また、医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化、介護施設、居住系サービスの増加を加速させ、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備する。

規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日閣議決定）

- I. 各分野における規制改革事項・対処方針
2. ライフイノベーション分野

規制改革事項

⑫医療行為の範囲の明確化（介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁等）

対処方針

医療安全が確保されるような一定の条件下で特別養護老人ホームの介護職員に実施が許容された医療行為を、広く介護施設等において、一定の知識・技術を修得した介護職員に解禁する方向で検討する。また、介護職員が実施可能な行為の拡大についても併せて検討する。＜平成22年度中検討・結論、結論を得次第措置＞

介護・看護人材の確保と活用について（平成22年9月26日総理指示）

○介護・看護現場では、依然として人材が不足している。このため、以下の点について取組を行うよう、厚生労働省に指示をした。

1. 人材確保のため、介護・看護職員の処遇改善に向けて今後とも取り組むこと。
2. 介護人材の活用のため、在宅、介護保険施設、学校等において、介護福祉士等の介護職員が、たんの吸引や経管栄養等といった日常の「医療的ケア」を実施できるよう、法整備の検討を早急に進めること。
また、あわせて、介護職員がこうした「医療的ケア」を適切に実施することができるよう、レベルアップ研修事業を本年度中に前倒しで実施すること。

※（略）

11

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会について

1. 検討会の概要

1. 趣旨

これまで、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引・経管栄養のうちの一定の行為を実施することを運用によって認めてきた。

しかしながら、こうした運用による対応については、そもそも法律において位置づけるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないか、在宅でもホームヘルパーの業務として位置づけるべきではないか等の課題が指摘されている。

こうしたことから、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するため、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方等について、検討を行う。

2. 検討課題

- ①介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方
- ②たんの吸引等の適切な実施のために必要な研修の在り方
- ③試行的に行う場合の事業の在り方

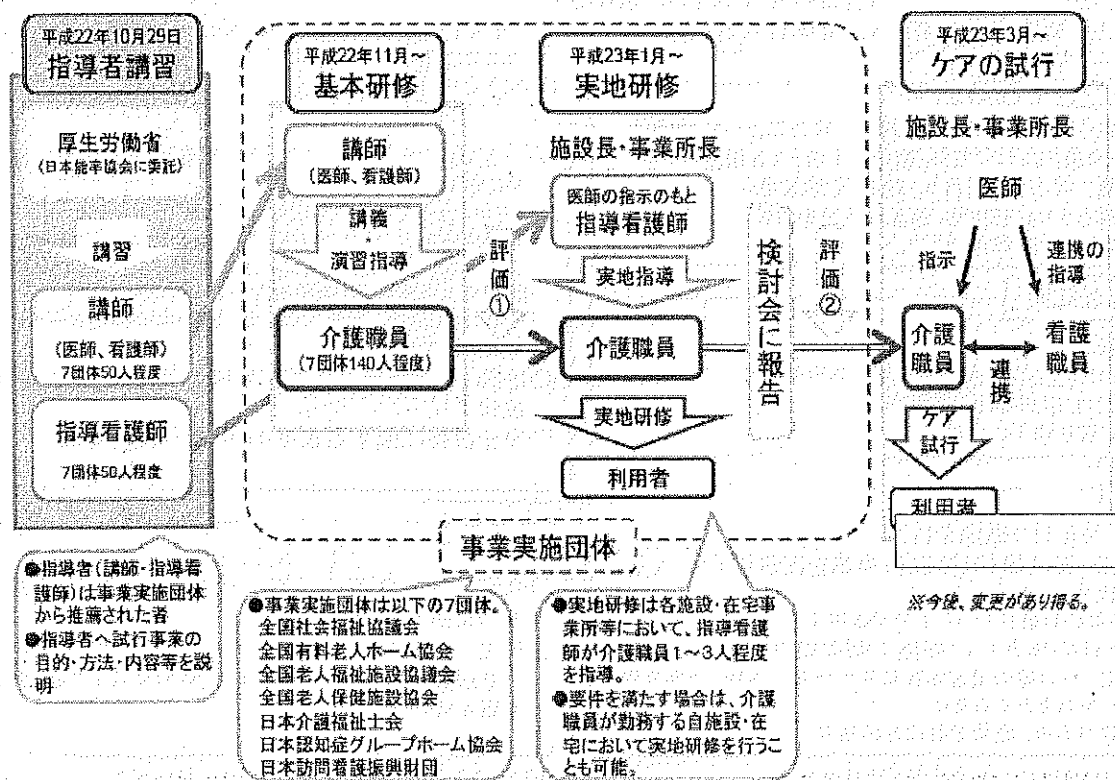
3. 構成員（敬称略、50音順）

岩 城 節 子	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会評議員	齋 藤 訓 子	日本看護協会常任理事
因 利 恵	日本ホームヘルパー協会会長	島 崎 謙 治	政策研究大学院大学教授
内 田 千恵子	日本介護福祉士会副会長	白 江 浩	全国身体障害者施設協議会副会長
大 島 伸 一	独立行政法人国立長寿医療研究センター総長	中 尾 辰 代	全国ホームヘルパー協議会会長
太 田 秀 樹	医療法人アスミス理事長	橋 本 操	NPO法人さくら会理事長・日本ALS協会副会長
川 崎 千鶴子	特別養護老人ホームみずべの苑施設長	平 林 勝 政	國學院大学法科大学院長
河 原 四 良	UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン会長	榎 田 和 平	全国老人福祉施設協議会介護保険委員会委員長
川 村 佐和子	聖隷クリストファー大学教授	三 上 裕 司	日本医師会常任理事
黒 岩 祐 治	ジャーナリスト、国際医療福祉大学大学院教授	三 室 秀 雄	東京都立光明特別支援学校校長

12

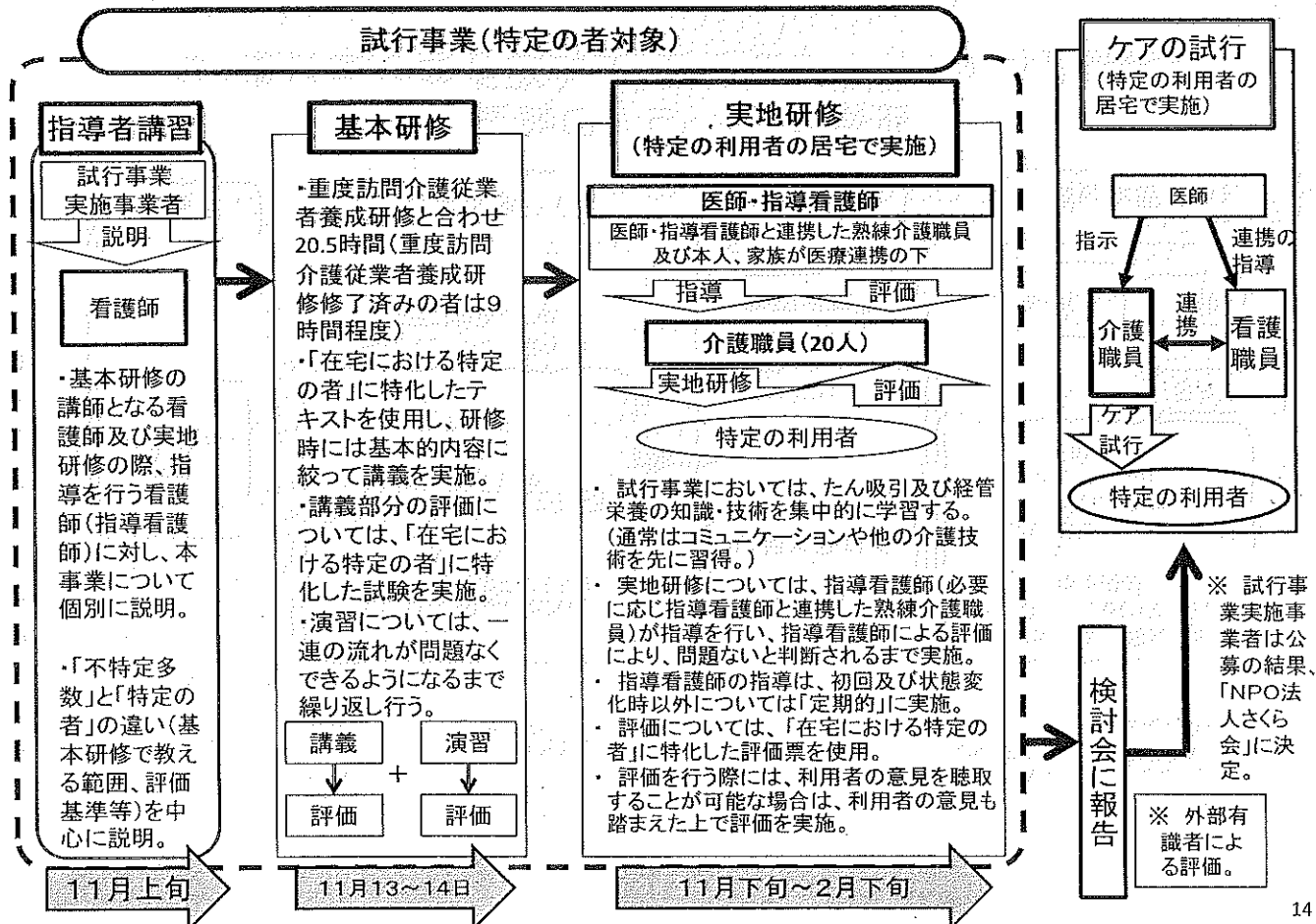
2. 試行事業の概要（不特定多数・特定の者）

介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）の概要



13

介護職員等によるたんの吸引等の試行事業（特定の者対象）の概要



14

3. 検討会中間まとめ（骨子）

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について中間まとめ（骨子）

（平成22年12月13日 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会）

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。（※「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正）
- ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為の範囲

- たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ☆口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする
- 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）
- ☆胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認は、看護職員が行う。

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
- ☆養成カリキュラムにたんの吸引等の内容を追加
- 介護福祉士以外の介護職員等
- ☆一定の研修を修了した者

教育・研修

- 教育・研修を行う機関を特定
- 基本研修・実地研修（※試行事業を実施中）
- ☆既存の教育・研修等を考慮
- ☆知識・技能の評価を行った上で研修修了
- 教育・研修の体系には複数の類型を設ける
- ☆特定の者（ALS等の重度障害者等の介護や施設、特別支援学校など）を対象とする場合
- ☆たんの吸引のみ、経管栄養のみの場合

実施の要件

- 一定の基準を満たす施設、事業所等を特定（※医療機関を除く）
- ＜対象となる施設、事業所等の例＞
- ・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
- ・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・特別支援学校
- 医師・看護職員と介護職員等の適切な連携・協働の確保
- 安全確保に関する基準の設定と指導・監督

実施時期等

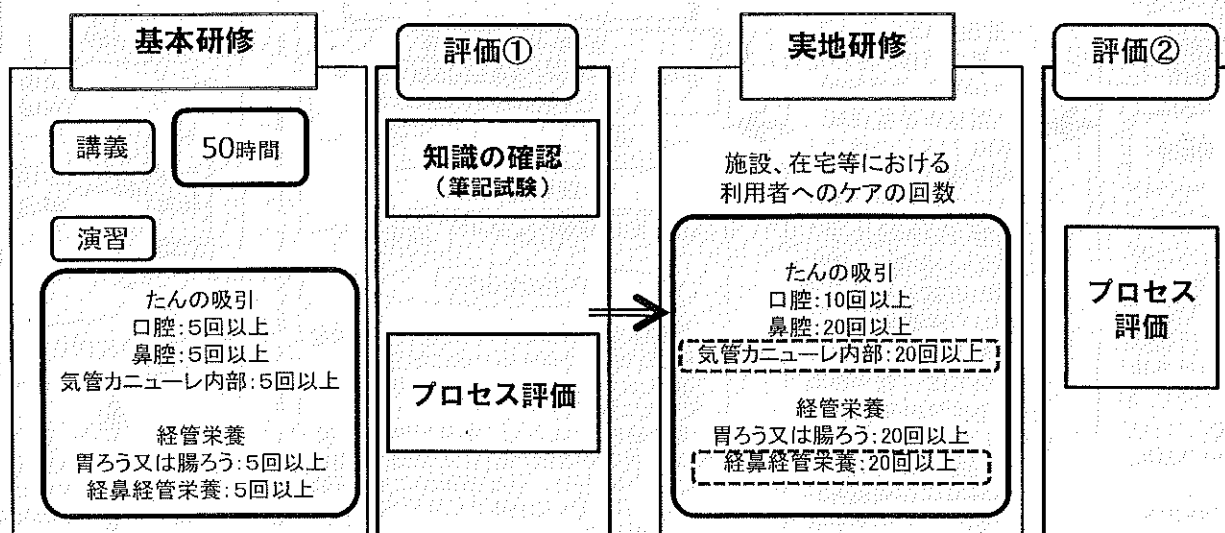
- 介護保険制度等の見直しの時期も踏まえ、平成24年度の実施を目指す。
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるよう必要な経過措置を設ける

※教育・研修や安全確保措置等の具体的内容については、「試行事業」の結果等を踏まえて、今後、さらに検討する。

15

4. 研修カリキュラムの概要（不特定多数／特定の者）

介護職員によるたんの吸引等（不特定多数の者対象）の研修カリキュラムの概要



※救急蘇生法演習（1回以上）も必要
 ※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引
 が必要な場合には、別途演習を行う
 ※演習はシミュレーターが必要

※ [] 内の項目については、実施しない類型もあり
 ※介護福祉士については、必要な行為について登録事業所において実地研修を行う。
 ※人工呼吸器装着者の研修については、別途研修を行う

16

基本研修の講義内容

□基本研修のカリキュラム

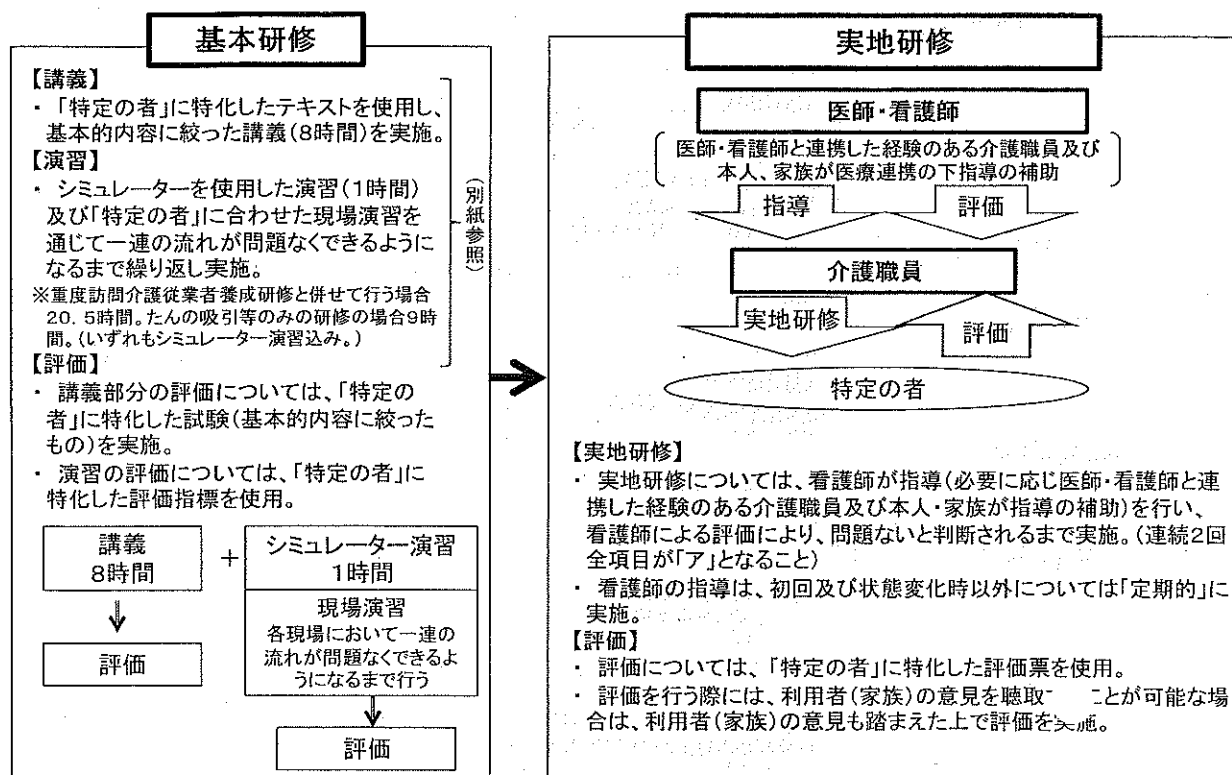
大項目	中項目	時間
1 人間と社会	1)個人の尊厳と自立	0.5
	2)医療の倫理	0.5
	3)利用者や家族の気持ち、説明と同意	0.5
2 保健医療制度とチーム医療	1)保健医療に関する制度	1.0
	2)医行為に係る法律	0.5
	3)チーム医療と介護職との連携	0.5
3 安全な療養生活	1)たんの吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
	2)救急蘇生法	2.0
4 清潔保持と感染予防	1)感染予防	0.5
	2)職員の感染予防	0.5
	3)療養環境の清潔、消毒法	0.5
	4)滅菌と消毒	1.0
5 健康状態の把握	1)身体・精神の健康	1.0
	2)健康状態を知る項目(バイタルサインなど)	1.5
	3)急変状態について	0.5
6 高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」概論	1)呼吸のしくみとはたらき	1.5
	2)いつもと違う呼吸状態	1.0
	3)たんの吸引とは	1.0
	4)人工呼吸器と吸引	2.0
	5)小児の吸引について	1.0
	6)吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	7)呼吸器系の感染と予防(吸引に関連して)	1.0
	8)たんの吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0
	9)急変・事故発生時の対応と事前対策	2.0

17

(カリキュラムのつづき)

7 高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」実施手順解説	1)たんの吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	2)吸引の技術と留意点	5.0
	3)たんの吸引に伴うケア	1.0
	4)報告及び記録	1.0
8 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	1)消化器系のしくみとはたらき	1.5
	2)消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0
	3)経管栄養法とは	1.0
	4)注入する内容に関する知識	1.0
	5)経管栄養実施上の留意点	1.0
	6)小児の経管栄養について	1.0
	7)経管栄養に係る感染と予防	1.0
	8)経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	9)経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0
	10)急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0
9 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	1)経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	2)経管栄養の技術と留意点	5.0
	3)経管栄養に必要なケア	1.0
	4)報告及び記録	1.0
合計講義時間数		50

介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)の研修カリキュラム概要(案)



19

【別紙】 基本研修の内容(特定の者対象)案

□ 基本研修 講義及び演習(シミュレーター演習)の内容・時間数

基本研修・講義演習カリキュラム案(たんの吸引等に対応した部分)

区分	科 目	時間	内 容
講義	重度の肢体不自由者の地域生活に関する講義	2	・障害者(児)福祉の背景と動向 ・障害者自立支援制度の種類、内容とその役割 ・重度訪問介護の制度とサービス ・重度訪問介護利用者の障害・疾病、心理、地域生活、社会生活についての理解 ・福祉業務従事者としての倫理 ・居宅介護においてとるべき基本態度 ・利用者の人権
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義① 緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	・在宅における感染防止対策 ・経管栄養について ・在宅人工呼吸器生活者の生活実態とケア
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義② 緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	・呼吸の仕組みと人工呼吸器の仕組み ・気管切開と人工喚起 ・人工呼吸器装着中の利用者のたんの吸引
演習	在宅人工呼吸療法に関する知識(演習)	1	・たんの吸引、経管栄養に関する演習
計		9	

20

喀痰吸引等の制度について③ 制度概要

- ・ 介護福祉士等による喀痰吸引等の実施
- ・ 認定特定行為業務従事者による特定行為の実施
- ・ 喀痰吸引等の研修
- ・ 登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者、登録研修機関
- ・ 喀痰吸引等の登録基準
- ・ 喀痰吸引等の提供（具体的なイメージ：施設の場合、在宅の場合）
- ・ 登録事務の流れ（概要）
- ・ 喀痰吸引の経過措置など
- ・ （参考１）登録喀痰吸引等事業者における介護福祉士への「実地研修」の実施について
- ・ （参考２）経過措置対象者に認定について
- ・ 当面のスケジュール（案）

21

介護福祉士等による喀痰吸引等の実施

1. 喀痰吸引等の範囲

制度化の対象となる行為は、

- ・ 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・ 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

※ただし、

- ・ 介護福祉士（平成27年度の国家試験合格者以降に適用）については、養成課程または登録事業者において実地研修を修了した行為のみ実施可能。
- ・ 認定特定行為業務従事者については、研修の課程に応じて実地研修を修了した行為のみ実施可能。

第二条（略）

2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

附則第三条

介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。

※上記の具体的な範囲は、省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める予定。

22

2. 喀痰吸引等の実施

○現行の医事法制下では、喀痰吸引等は医行為であると整理

○このため、看護師以外の医療関係職種と同様に、保健師助産師看護師法の適用除外規定を設けることにより、介護福祉士及び認定特定行為業務従事者が業として喀痰吸引等を実施できることを法律上明確化。

第四十八条の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第四十二条第二項において準用する第三十二条第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

23

認定特定行為業務従事者による特定行為の実施

1. 認定特定行為業務従事者

○介護の業務に従事する者のうち、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者

○具体的には、

- ・ホームヘルパー等の介護職員
- ・介護福祉士(※1)
- ・特別支援学校教員
- ・経過措置対象者(※2)

等になりうるもの。

(※1) 介護福祉士については、平成24年度以降順次始まる養成過程において知識・技術を取得し、平成27年度の国家試験合格者以降、資格に基づき実施(注)することになるので、それまでの間は、研修を受けた上で、認定特定行為業務従事者として実施することになる。

注:登録事業所に就業し、実地研修を修了した上で実施。

(※2) 経過措置対象者(違法性阻却による喀痰吸引等提供者)については、必要な知識及び技能を習得していることについて申請に基づき証明を行った上で引き続き実施が可能。

2. 特定行為

○喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した「喀痰吸引等研修」の課程に応じて厚生労働省令で定める行為

24

	H23	H24	H25	H26	H27	H28～	
『介護福祉士』が 『喀痰吸引等』の実施に至るまで	4年制						
①H24年度以降、養成課程において、知識・技術を習得。		3年制	①→②				
②卒後、国家試験を受験(H27年度～)			2年制	①→②			
③合格後、事業者等に就業ののち、実施可能(注)。				③			
(注)実地研修を受けていない行為はできない。 (登録事業者の登録基準において実地研修を修了した行為に限り 喀痰吸引等を行わせることができる旨規定。)							
『認定特定行為業務従事者』が、 『特定行為』の実施に至るまで	※						
①H24年度以降、『喀痰吸引等研修』を受講		①→②→③					
②各都道府県への申請を行い、『認定特定行為業務従事者』 として『認定証』を交付ののち、							
③事業者(『登録特定行為事業者』)の業として、実施可能。							

※ 事業者、研修機関の登録事務及び経過措置対象者(違法性阻却による喀痰吸引等提供者)の認定手続については、施行日前より実施可。

25

喀痰吸引等の研修

○試行事業における取り組みを踏まえた実践的かつ的確な研修を実施。

喀痰吸引等研修	不特定多数	①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修
	不特定多数	②喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 (気管カニューレ内吸引及び経鼻経管栄養を除く。)
	特定の者	③実地研修を重視した類型	基本研修 講義及び演習 9H ※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間	+	実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてののみ。
介護福祉士の養成課程			基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 (登録事業者) 実地研修

注:養成課程において可能な限り、実地研修を実施。又は登録事業者において実地研修を実施

※上記の具体的な研修内容については、省令等において定める予定。

26

登録基準の意義

○喀痰吸引等の提供を医療との連携の下で安全かつ適切に実施していくために事業者が満たすべき基準。

○基準を満たせなくなった場合は、登録の取消、業務停止を命ずることができる。

登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者

○喀痰吸引等の提供は、都道府県に登録した「事業者」で行われる。

第四十八条の三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務（以下「喀痰吸引等業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録（以下この章において「登録」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 喀痰吸引等業務開始の予定年月日
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

附則第20条第2項

自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務（以下「特定行為業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

27

登録研修機関

○喀痰吸引等の研修は、都道府県または都道府県に登録した「登録研修機関」で行われる。

附則第4条第2項

認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行う研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務（以下「特定行為業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

附則第6条 登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとに、喀痰吸引等研修を行おうとする者の申請により行う。

登録基準（登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者）

◎医療関係者との連携に関する事項

- 介護職員等による喀痰吸引等が可能かどうかについての医師の文書による指示
- 介護職員と看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担
（心身の状況に関する情報の共有、看護職員による定期的な状態の確認等）
- 緊急時に適切に対応できる体制
（状態が急変した場合の医師等への連絡体制の整備等）
- 個々の対象者の状態に応じ、喀痰吸引等の実施内容等を記載した計画書の作成
- 喀痰吸引等の実施状況を記載した報告書の作成と医師への提出
- 業務の手順等を記載した業務方法書の作成

◎その他の安全確保措置等

- 医師、看護師等の医療関係者を含む委員会の設置その他の安全確保のための体制の確保、研修の実施
- 必要な備品等の確保
- 器具の衛生的な管理等の感染症予防の措置
- 計画書の内容についての対象者本人や家族への説明と同意、業務上知り得た秘密の保持
- 実地研修未実施の介護福祉士に対する実地研修の実施（実地研修の内容は登録研修機関と同様。）
- 実地研修を受けていない行為を介護福祉士に行わせてはならない。
- 各登録事業所の業務に応じた実践的な研修の実施

29

登録基準（登録研修機関）

○喀痰吸引等の実務に関する科目については、医師、看護師、保健師又は助産師が講師となること。

○研修を受ける者の数に対し十分な数の講師を確保していること。

○研修に必要な器具等を確保していること。

○安全管理体制等以下の研修に関する事項を定めた業務規程を定めること。

- ・研修の実施場所、実施方法・安全管理体制
- ・料金、受付方法
- ・業務上知り得た秘密の保持
- ・業務に関する書類の保存等

○研修の各段階毎に習得の程度を審査すること。

※筆記試験及びプロセス評価

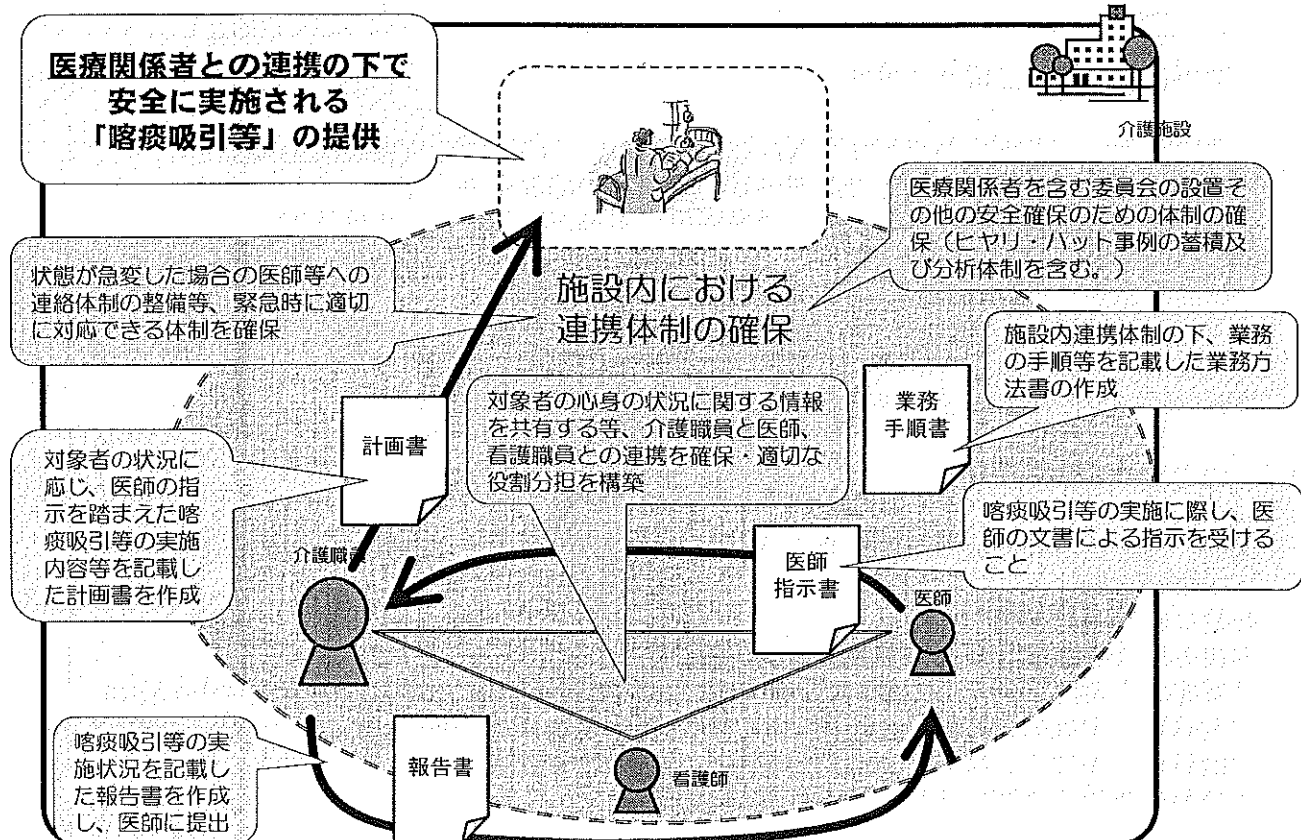
○他の類型の研修等により知識・技能を修得している者には研修の一部を免除できること。

○都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告

○研修修了者に関する帳簿の作成及び保存

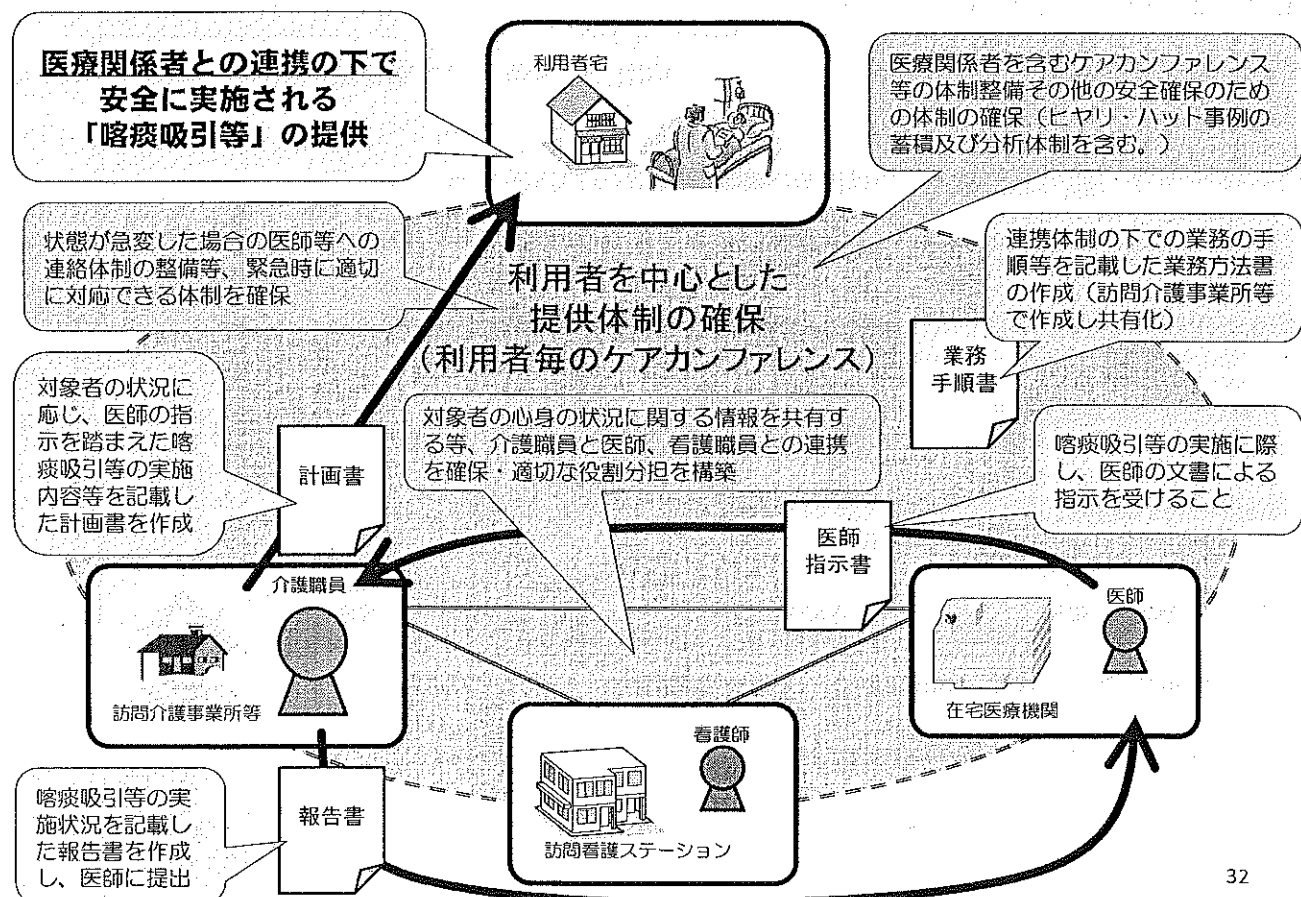
30

介護職員等による喀痰吸引等の提供（具体的なイメージ：施設の場合）



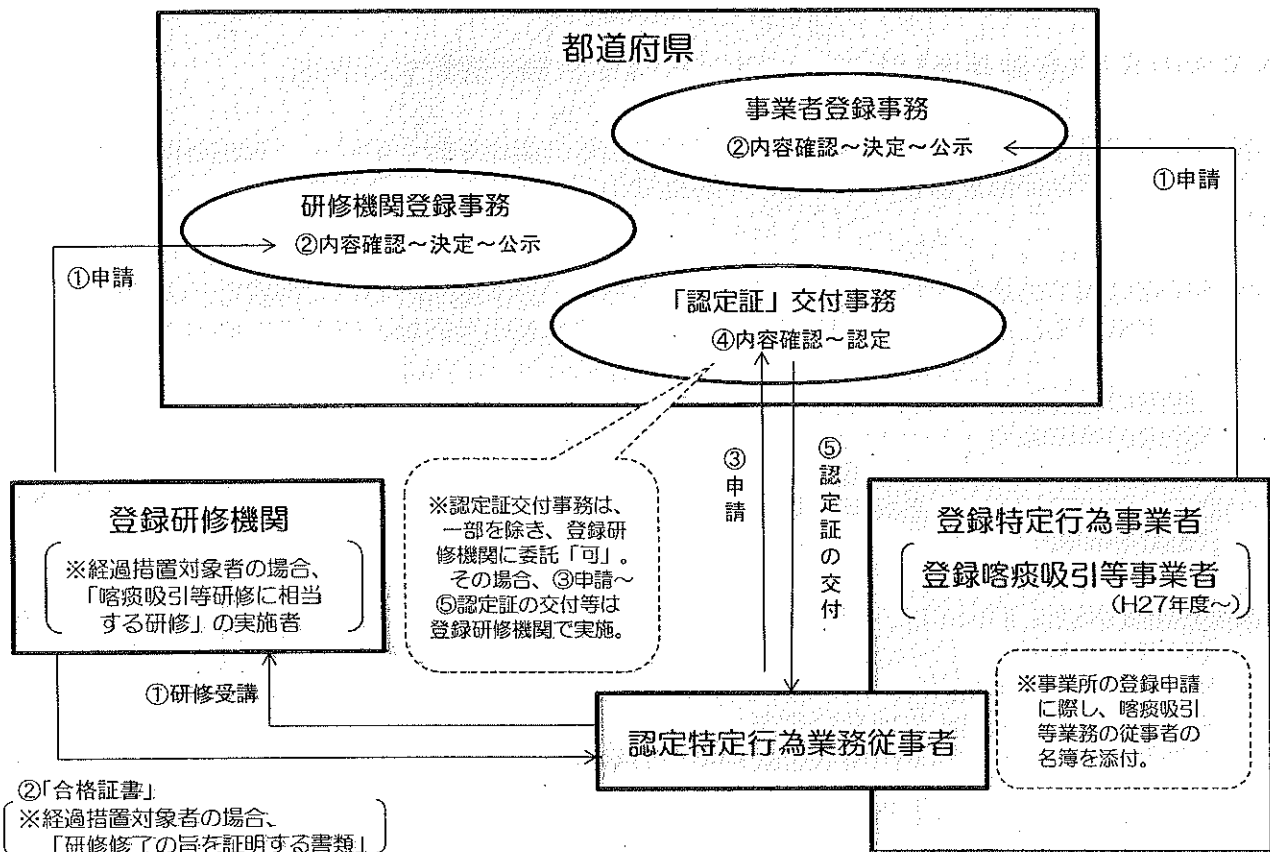
31

介護職員等による喀痰吸引等の提供（具体的なイメージ：在宅の場合）



32

登録事務の流れ（概要）



33

経過措置等

平成27年度の国家試験合格者以前の介護福祉士について

(改正法附則第13条関係)

○平成24年度以降、介護福祉士も「認定特定行為業務従事者」となれば、喀痰吸引等の提供を行うことができる。(介護福祉士としてではなく、認定特定行為業務従事者として実施できる。)

○これらの者は、平成27～36年度の間に、国(※)に申請を行えば、新たな『介護福祉士登録証(特定登録証)』が交付される。(介護福祉士として実施できる。)

※ 介護福祉士資格の指定登録機関である「(財)社会福祉振興・試験センター」とする予定。

これまでの違法性阻却の取扱いについて

(改正法附則第14条関係)

○特定行為ごとに、必要な知識及び技能を習得していることについて、申請に基づき証明を行った上で、「認定証」が交付される。(引き続き、必要な知識及び技能を修得している範囲において喀痰吸引等の提供が可能。)

施行準備について

(改正法附則第15条関係)

○以下については施行日前から実施。

- ・登録事務(研修機関、事業者)
- ・経過措置対象者(これまでの違法性阻却による喀痰吸引等の提供者等)の「認定」手続

34

(参考1) 登録喀痰吸引等事業者における介護福祉士への「実地研修」の実施について

事業者の責務(登録基準)として、以下について省令等で規定する予定。

○実地研修を修了していない介護福祉士が喀痰吸引等の業務を行う前に、「実地研修」を行うこと。(実地研修を修了していない介護福祉士には喀痰吸引等業務を行わせてはならない。)

○実地研修は以下のそれぞれの行為(種類)のうち、当該事業所において必要な行為毎について実施することとし、その内容については「喀痰吸引等研修」以上のものとする。

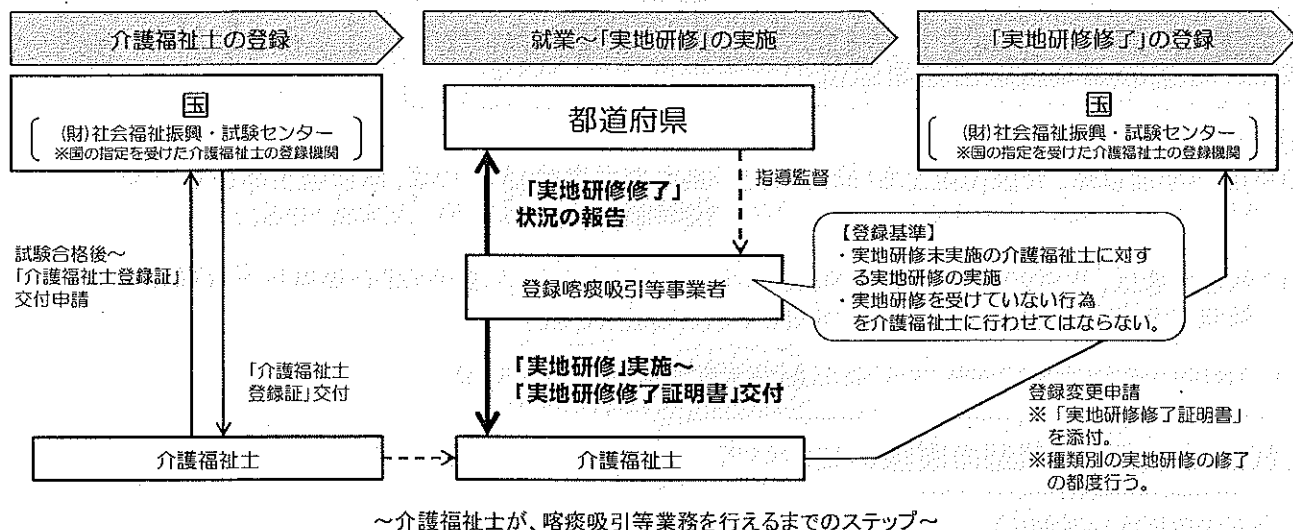
- ・口腔内の喀痰吸引
- ・鼻腔内の喀痰吸引
- ・気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻経管栄養

○実地研修の実施においては、以下について行うこと。

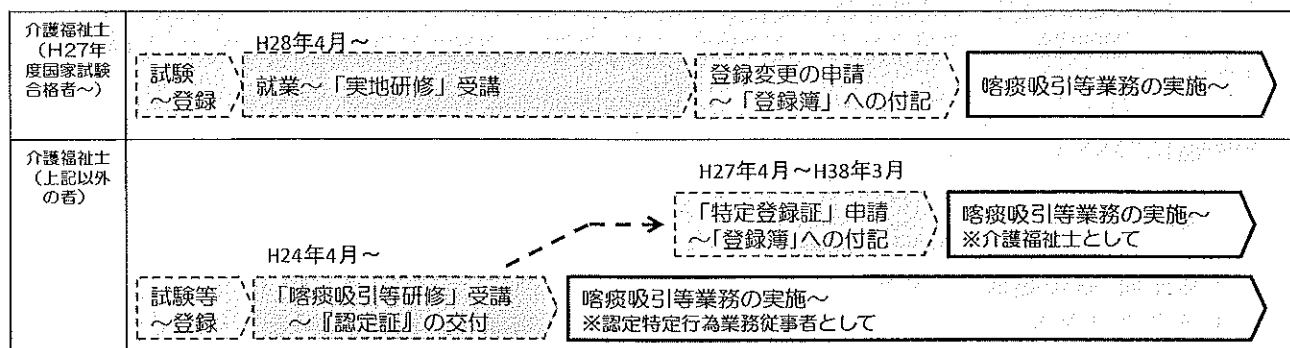
- ・習得程度の審査
- ・実地研修修了証の交付
- ・実地研修修了者名簿の作成及び保存
- ・実地研修修了証交付状況の都道府県知事への報告

35

「介護福祉士」の「実地研修」の管理体制(案)



～介護福祉士が、喀痰吸引等業務を行えるまでのステップ～



36

(参考2) 経過措置対象者の認定について

【対象範囲】

- ALS患者の在宅療養の支援について（H150717 医政発第0717001号）
- 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（H161020医政発第1020008号）
- 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（H170324医政発第0324006号）
- 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（H220401医政発第0401第17号）
- 介護職員によるたんの吸引等の試行事業（H22年度）
- 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（H23年度）

改正法附則第十四条

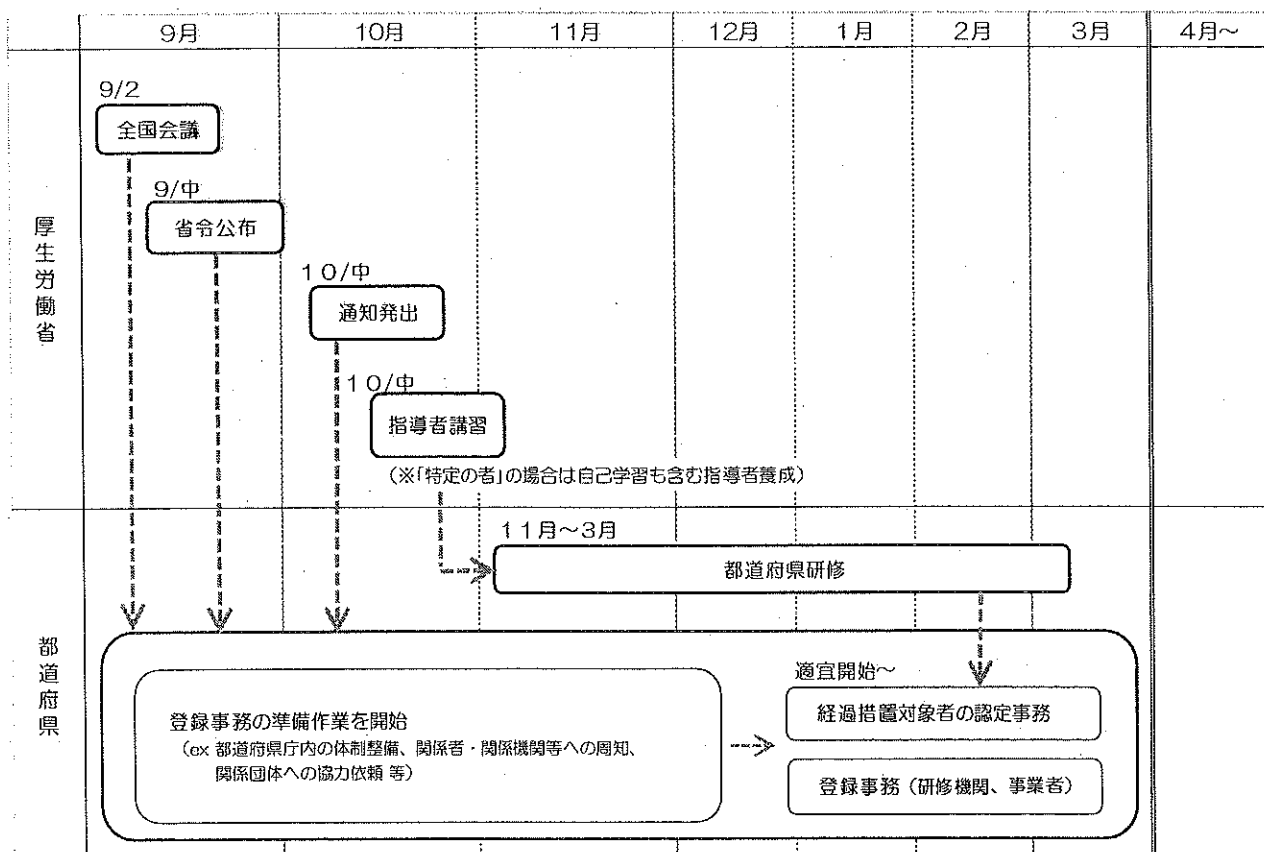
この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であつて、この法律の施行の際新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項に規定する特定行為（以下この項において「特定行為」という。）を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者（この法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定行為ごとに新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項に規定する喀痰（かくたん）吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

※省令等において、

- ・住民票の写し
 - ・特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能の習得を終えている旨を証明する書類（※）
 - （※）○申請者本人の「誓約書」
 - 第三者（施設長・学校長等の責任者等）による証明
 - 自己チェックシート（申請時の添付資料として、簡単な知識の確認等をチェック）
- を定める予定。

37

当面のスケジュール（案）



38

(参考: 喀痰吸引等の「事業者」・「研修機関」・「従事者」一覧)

	法規定等	適用年度								登録 機関
		H24	H25	H26	H27	H28	～	H36	H37～	
事業者	登録喀痰吸引等事業者	第48条の3				○	○	○	○	都道府県 知事
	登録特定行為事業者	附則第20条第2項	○	○	○	○	○	○	○	
機 研 関 修	登録研修機関	附則第4条第2項	○	○	○	○	○	○	○	都道府県 知事
従事者	認定特定行為業務従事者	附則第3条	○	○	○	○	○	○	○	
	認定特定行為業務従事者 (経過措置対象者)	改正法 附則第14条	○	○	○	○	○	○	○	(財)社会 福祉振 興・試験セ ンター
	介護福祉士	第2条の2					○	○	○	
	介護福祉士(特定登録者)	一括法 附則第13条				○	○	○	○	

※平成27年度の国家試験合格者以前の介護福祉士を含む。